

# 平成19年度第4回理事会

平成19年7月4日（水）

（財）武蔵野市福祉公社

平成19年 第4回 財団法人武蔵野市福祉公社理事会

1. 開催日 平成19年7月4日(水) 午後2時から3時25分まで
2. 会 場 福祉公社 大会議室
3. 出席者 理事長(議長) 会田 恒司 理 事 安達 高之  
理 事 中山二基子 理 事 茨木 信  
理 事 馬袋 秀男

4. 議事日程

日程第1. 議事録署名人の選出

日程第2. 議案第4号 財団法人武蔵野市福祉公社評議員の選任について

日程第3. 議案第5号 財団法人武蔵野市福祉公社個人情報保護規程の一部  
を改正する規程について

5. 議事の内容

開会：午後2時

事務局長より寄附行為第25条の規定により議長は理事長があたることを告げ上記議事について、逐次審議することとなった。

理事長が開会を告げ、定数6名、出席理事5名、議案承諾書提出理事1名で、寄附行為第26条による定足数を満たし理事会が成立したことを報告した。

[議事の経過の概要および議決の結果]

第1 議事録署名人の選出

- ・議事録署名人には茨木理事と安達理事を選出、全員一致でこれを可決した。

第2 議案第2号 財団法人武蔵野市福祉公社評議員の選出について。

- ・資料に基づき事務局長が説明をした。
- ・馬袋理事：医師会、歯科医師会、薬剤師会等があるが、例えば医師会の鈴木先生は医師会での役職というのがあるのか。
- ・在宅サービス課長：鈴木先生は医師会で役員をしていると思う。地域包括支援センター

の運営協議会、介護保険認定審査員をし福祉関係に造詣の深い開業医です。

- ・会田理事長：地域医療連携のリーダーだと理解をしている。
- ・他に質問もなく、理事長より、議案第2号「財団法人武蔵野市福祉公社評議員の選出」についてを諮り全員一致でこれを可決した。

### 第3 議案第3号 財団法人武蔵野市福祉公社個人情報保護規程の一部を改正する規程について

- ・資料に基づき事務局長が説明をした。
- ・安達理事：原案について賛成という前提で、質問と意見を申し上げたい。
  - ①第2条第1項第2号、定義について、「個人に関する情報」の前に「生存する」入れる。
  - ②第6条第2項第5号、「精神病の障害等」とあるが、「その他」と言った方が、もっと幅広くなる。
  - ③第6条第2項第7号の目的外利用の規定は必要がないので削除する。
  - ④第7条第2項、「ただし」以降について、どういう場合を想定しているのか。
  - ⑤第7条第4項第1号、本人に通知することによって第三者の生命、身体云々というのがどういう関係になるのか。
  - ⑥第12条第4項、これはどういう意味なのか。次の第21条第2項とのかかわりも出てくるので教えてほしい。
  - ⑦第13条第2項、「組織名称」以外の電子計算組織とあるが、どういうことを言っているのか。
  - ⑧第21条第2項、「第12条第3項」はいらないので「第12条第4項」の規定を残す。
  - ⑨第29条第4項、武蔵野市情報公開条例第23条1項に規定する武蔵野市情報公開個人情報保護審査会の意見を聴くよう求めているが、条例がどういう規定になっているのか、他の団体に持ち込まれた苦情についても、この審査会にかけるといことができるのかどうか。
- ・会田理事長：市内の公益的団体に対して一定の指導調整を行う中で、財政出資援助団体（福祉公社、社会福祉法人武蔵野、社会福祉協議会）については市の個人情報保護条例と同水準のものを作るように指導をしている。不服申し立ては上級行政庁に行う規定があり、市が設置している個人情報保護審査会での意見、指導を受けるので、このような規定を置いている。

- ・馬袋理事：不服申し立て等に関するところで、公社を超えて市の公聴委員会にいくとこまで包囲をかけるのは、その個人に別の団体があることを伝える必要がある。
- ・会田理事長：福祉公社の利用者に対して、きちんと説明をしていきたい。
- ・馬袋理事：意見聴取の通知書の中で、説明していると解釈していいですか。
- ・会田理事長：個人情報保護の流れ、馬袋理事のご指摘の点については、一定程度の説明資料を別に作成する。
- ・馬袋理事：様式の下に最新版がわかるように改定された日付を入れる。
- ・会田理事長：改定による帳票ということが、履歴を見ればわかるようにする。
- ・安達理事：職員が守秘義務をするという項目について、就業規則との関係は。
- ・馬袋理事：厚労省のガイドラインの中で管理、教育指導等がどういう情報の収集をすべき項目のリストなのか整備しなければいけないが、現場ではどのように使うのか。管理者が教育とか、計画も含めてどのようにするのか。
- ・会田理事長：縦割りに研修計画とか、就業規則によって、守秘義務あるいは研修もあるが、それは横につながっていない。個人情報保護に関して、どういう義務が職員には課せられていて、その義務を具体的には日常的に解決を果たしているのか、個人情報はどのようなものがあって、それを保護したり開示したりする仕組みがあり、その仕組みを維持するにはどういう仕掛けがあるのか、まだ見えていないので、もう少し違う切り口で物事を考えていく必要がある。
- ・馬袋理事：現場が運用するときに、難しい問題があったので、どのように運用しているのかを感じた。
- ・会田理事長：市役所の場合は、個人情報保護条例に基づく規則があり、そのほかに個人情報保護、情報公開の手引というマニュアルがある。それが全職員に配られていて、一つの行動規範になっている。個人情報保護に関する組織が決まっているので、審議会の事務局、個人情報保護、情報公開に関する窓口ということをしている。福祉公社の場合には、そこまでの専門組織がないので、執行者の事務局長が実態的には管理責任者となって、維持をしていく仕組みを別途つくっていく必要がある。
- ・他に質問も無く、理事長より議案第3号「財団法人武蔵野市福祉公社個人情報保護規程の一部を改正する規程」についてを諮り全員一致でこれを可決した。
- ・事務局より、福祉3団体の再編の問題、リバースモーゲージ・権利擁護事業の状況、労働基準監督署の是正勧告・指導事項への対応状況について説明をした。

- ・理事長より議事がすべて終了した旨を告げ、理事会を閉会した。

閉会；3時25分